明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇六）　一

〔告　示〕

○棚田地域振興法第七条第一項に基づく指定棚田地域を指定する件（総務・文部科学・農林水産・国土交通・環境二）　二

○日本国に帰化を許可する件（法務二一八）　三

○保安林の指定をする件（農林水産一〇二九～一〇三四）　四

○保安林の指定を解除する件（同一〇三五）　四

○保安林の指定施業要件を変更する件（同一〇三六～一〇四四）　五

○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（同一〇四五）　五

○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（同一〇四六）　六

○高速自動車国道に関する基本計画の一部を変更した件（国土交通九二一）　六

○鳥海ダムの建設に関する基本計画の一部を変更した件（同九二二）　六

〔人事異動〕

内閣　国家公安委員会　警察庁　法務省　最高裁判所　七

〔皇室事項〕　七

〔公　告〕

諸事項

官庁　財団関係　六

裁判所　相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　七

会社その他　三

省令

○厚生労働省令第百六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第一項及び第二項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年八月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第三（第二百四条関係） 毒　薬 有機薬品及びその製剤 一～一の三十一　（略） 一の三十二　エボカルセト及びその製剤。ただし、一個中エボカルセトとして四㎎以下を含有するものを除く。 一の三十三～一の三十五　（略） 二～七の三十一　（略） （削る）	**別表第三**（第二百四条関係） 毒　薬 有機薬品及びその製剤 一～一の三十一　（略） （新設） 一の三十二～一の三十四　（略） 二～七の三十一　（略） 七の三十二　二―｛四―［（三S）―三―｛［（一R）―一―（ナフタレン―一―イル）エチル］アミノ｝ピロリジン―一―イル］フエニル｝酢酸（別名エボカルセト）及びその製剤。ただし、一個中二―｛四―［（三S）―三―｛［（一R）―一―（ナフタレン―一―イル）エチル］アミノ｝ピロリジン―一―イル］フエニル｝酢酸として二㎎以下を含有するものを除く。 八～十七　（略） 劇　薬 有機薬品及びその製剤 一～十三の十四　（略）
八～十七　（略） 劇　薬 有機薬品及びその製剤 一～十三の十四　（略）	